○厚生労働省令第四十八号

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第十六条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則の一部を改正する省令

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則（昭和四十年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別弔慰金の請求手続）	（特別弔慰金の請求手続）
第一条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号。以下「法」という。）第三条に規定する特別弔慰金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式第一号による特別弔慰金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）第四条の規定により特別弔慰金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。	**第一条**　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号。以下「法」という。）第三条に規定する特別弔慰金を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、様式第一号による特別弔慰金請求書を、裁定機関（厚生労働大臣又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十年政令第百八十三号）第三条の規定により特別弔慰金を受ける権利の裁定を行うこととされた者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。
2　（略）	2　（略）
一　請求者の令和七年四月一日における戸籍の抄本	一　請求者の令和二年四月一日における戸籍の抄本
二～七　（略）	二～七　（略）
3　（略）	3　（略）
一　弔慰金を受ける権利を取得した者が法第二条第三項各号のいずれかに該当すること、令和七年四月一日において当該死亡した者の子がなかつたこと又は当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたこと若しくは同日において離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していること及び請求者の順位より先順位の者がいないことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類並びに当該弔慰金を受ける権利を取得した者が同条第二項又は法附則第三項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者である場合においては、前項第四号又は第五号に掲げる書類（前項第四号ニに掲げる書類を除く。）	一　弔慰金を受ける権利を取得した者が法第二条第三項各号のいずれかに該当すること、令和二年四月一日において当該死亡した者の子がなかつたこと又は当該死亡した者の子が同日において日本の国籍を有していなかつたこと若しくは同日において離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了していること及び請求者の順位より先順位の者がいないことを認めることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類並びに当該弔慰金を受ける権利を取得した者が同条第二項又は法附則第三項の規定により弔慰金を受ける権利を取得した者とみなされる者である場合においては、前項第四号又は第五号に掲げる書類（前項第四号ニに掲げる書類を除く。）
二　（略）	二　（略）
三　請求者が法第二条の二第一項に該当する者として請求する場合においては、請求者が死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類及び死亡した者の死亡の日から令和七年三月三十一日までの間における請求者の身分関係の異動を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類	三　請求者が法第二条の二第一項に該当する者として請求する場合においては、請求者が死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を共にしていたことを認めることができる書類及び死亡した者の死亡の日から令和二年三月三十一日までの間における請求者の身分関係の異動を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類
四・五　（略）	四・五　（略）
4　（略）	4　（略）
（特別弔慰金の支給順位の変更）	（特別弔慰金の支給順位の変更）
第一条の二　（略）	**第一条の二**　（略）
2　前項の申請書には、先順位者が令和七年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明であることを認めることができる書類を添えなければならない。	2　前項の申請書には、先順位者が令和二年四月一日において生死不明であり、かつ、同日以後引き続き二年以上生死不明であることを認めることができる書類を添えなければならない。
3　（略）	3　（略）
（請求書等の経由）	（請求書等の経由）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第十四条第二項の規定に基づく届出に係る届出書は、届出者の居住地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出するものとする。	3　法第十三条の二第二項の規定に基づく届出に係る届出書は、届出者の居住地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出するものとする。